

今後の新型コロナへの対応

国が、新型コロナの感染症法上の位置付けを、5月8日から5類感染症にするとともに、4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等としたことに伴い、学校における感染症対策ガイドラインを改訂しました。（一部抜粋）

* マスクの着脱を強いることがあってはいませんが、マスク着用を推奨する場面があります。

～ 基本的な感染対策を継続しましょう ～

- ◇教室の窓側と廊下側など、2方向の窓（やドア）を同時に開けて行き、常時換気に努める。
- ◇授業等における具体的な活動場面や使用する施設の状況等を踏まえた上で、児童生徒等の間隔を可能な限りとり、座席間についても触れ合わない程度の距離を確保する。
- ◇手洗いや咳エチケットに努める。

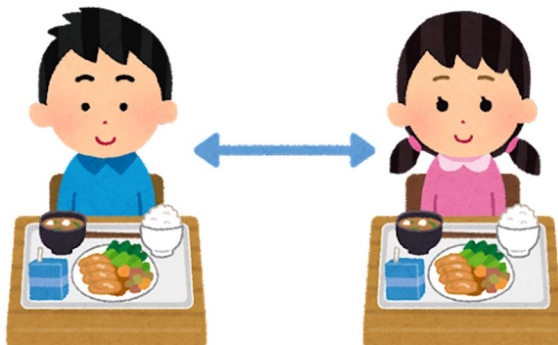
～ 感染のリスクが比較的高い学習活動を確認しましょう ～

- ① 児童生徒が対面形式となるグループワーク
- ② 一斉に大きな声で話す活動
- ③ 児童生徒がグループで行う実験や観察
- ④ 児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏
- ⑤ 児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動
- ⑥ 児童生徒がグループで行う調理実習
- ⑦ 組み合ったり接触したりする運動

～ 飲食する場面では、以下の感染症対策をお願いします ～

- ◇食事の前後の手洗いや咳エチケットを徹底する。
- ◇適切な換気を行うとともに、大声での会話は控えること。
- ◇換気は、教室やランチルームにおける二酸化炭素濃度1,000ppm以下を目安として行う。
- ◇机を向かい合わせにする場合は、対面の児童生徒等の間に一定の距離を確保すること。
⇒ 以上の環境で会話を行う場合、濃厚接触者（感染リスクの高い者）には該当しない。

※飲食する場面では、黙食を行う必要はないが、黙食を希望する人には適切に配慮する。



この件についてのお問い合わせ先
教育振興部保健体育課
電話043-223-4092